

令和2年5月6日

保護者各位

社会福祉法人公正福社会
理事長 牛島 公子

緊急事態宣言の期間延長に伴うお知らせ

1. 緊急事態宣言の期間が「5月6日まで」から「5月31日まで」に延長されたことに伴い、福岡市からの通達を踏まえ、法人全体で協議をした結果、これに合わせて「5月31日まで(延長の期間)まで」、可能な限りご家庭での保育をお願いすることになりました。ご家庭での負担は大きいものと思われませんが、児童への感染拡大の防止と、保育従事者の負担軽減のため、また、子どもたちの大切な命を守るため、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。
2. 保育料の減額(日割り)について
(概要)
緊急事態宣言の期間に、認可保育施設等を利用している保護者が自宅での保育を行っていただいた場合には日割りで保育料を減額いたします。
3. 認可保育施設等の育児休業の復職期限については、現在の「6月1日まで」を「7月1日まで」に延長いたします。